

商品概要説明書

貯蓄貯金

(2021年10月1日現在)

1. 商品名 (愛称)	・貯蓄貯金
2. 販売対象	・個人のみ
3. 期間	・定めなし
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時預入 ・1円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・随時払い戻します
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・10万円未満、10万円以上30万円未満、30万円以上50万円未満、50万円以上100万円未満、100万円以上300万円未満、300万円以上1,000万円未満、1,000万円以上の7段階の金額階層別金利設定を行い、毎日の最終残高が各々の金額階層に該当する期間について、該当期間における店頭表示の各々の金額階層の利率を適用します ・毎年2月と8月の当組合所定の日に支払います ・毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算 ・2.0% (国税1.5%、地方税5%) ※の分離課税となります ※2013年1月1日から2037年12月31日までの間は、20.315% (国税15.315%、地方税5%) の分離課税となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください
7. 手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・キャッシュカードによる払出し等にあたっては、キャッシュカード規定に定める手数料をいただきます (詳しくは「手数料一覧」をご覧ください) ・2021年10月1日以降に開設した口座については、一定の期間利用がない場合には、未利用口座管理手数料をいただきます。 なお、詳しくは、貯金規定に記載のとおりです。
8. 付加できる特約事項	・マル優 (障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」) の取扱いができます
9. 中途解約時の取扱い	—
10. 貯金 (預金) 保険制度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等 (全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金 (当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの) を除く) と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます
11. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という。) につきましては、当組合支所または業務部 (電話: 072-278-3500) あるいはリスク管理統括部コンプライアンス課 (電話: 072-278-3633) にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所 (電話: 03-6837-1359) でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合コンプライアンス課またはJAバンク相談所にお申し出ください。 東京弁護士会 (電話: 03-3581-0031) (※) そのほか、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、京都弁護士会、兵庫県弁護士会 (詳しくは上記当組合コンプライアンス課にお問い合わせください。)</p>

	<p>公益社団法人 民間総合調停センター（大阪府）（J Aバンク相談所を通じてのご利用となります。上記J Aバンク相談所にお申し出ください。）</p> <p>※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>
12. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・公共料金等の自動支払い、および給与・年金・配当金・公社債元利金等の自動受取りにはご利用できません ・総合口座の取扱いはできません ・通帳に記帳いただいていない明細が、月末時点で50件以上あり、翌月20日まで未記帳の状態が続いた場合は、それら未記帳の明細を合計して記帳させていただきます。なお、翌月19日までに記帳いただいた場合は、合計して記帳することはありません。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A堺市